

盛岡地方振興局長告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年10月13日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372200451	宅老所えんどり赤沢指定 通所介護事業所	紫波郡紫波町遠山字松原 13番地5	特定非営利活動法人宅老 所えんどり	平成21年10月1日